

湯河原町景観条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
(届出等) 第 7 条 法第16条第 7 項第11号の 条例で定める行為は、別表第 1 に 掲げる行為のいずれにも該当し ないものとする。 2 (略)	(届出等) 第 7 条 法第16条第 8 項第12号の 条例で定める行為は、別表第 1 に 掲げる行為のいずれにも該当し ないものとする。 2 (略) 附 則 この条例は、都市再生特別措置法 等の一部を改正する法律（令和 8 年 法律第23号）の施行の日から施行す る。	